

(付) 農薬中毒の応急処置方法

農薬の使用に当たっては、毒性に注意し事故のないように気をつけることが必要であるが、万一中毒になった場合は、まず、すべての薬物中毒に共通する応急手当を行い、すみやかに病院に運んで医師に処置してもらうことが大切である。

農薬による中毒は、作用が急激に現れるものが多いので中毒者の早期発見が第一である。

中毒者を発見した場合は、

- (1) 中毒者に対して応急処置を行うとともに、すぐに病院に連絡する。このとき大人、子供の区別、中毒になった農薬の名称、中毒の経緯、症状なども一緒に知らせる。もし、中毒者の吐しゃ物、ふん尿などがあれば保存しておき、あわせて提示する。
- (2) 中毒者に意識があれば中毒になった農薬名と中毒の経緯を聞き出しておく。

応急処置法

- 皮膚からの中毒の場合は、直ちに着衣を脱がせ、皮膚を大量の水又は石けんでよく洗う（最低 15 分）。
- 汚れた衣服を取り除き、中毒者の保温に努める。
- 皮膚の障害、皮膚炎が起きたら軽症の場合は水でよく洗い、オリーブ油などの植物性油を塗る。
- 吸入による中毒の場合は、すみやかに空気のきれいな日陰に運び衣服をゆるめて呼吸を楽にし、安静にさせる。
- 誤って飲み込んだ場合は、意識が正常であれば直ちにコップ 1 杯程度の水を飲ませ、指やスプーンなどの柄でのどの奥を刺激して胃の中のをくりかえし吐かせる。ただし、①意識障害やけいれんのあるとき、②石油系溶剤を含むものを飲んだとき、③粘膜腐食性のものを飲んだときは、吐かせてはいけない。
- 心肺停止した場合には、救急車が来るまで心臓マッサージを行う。
- 安静と保温保持に努める。
- 中毒患者は精神的にも肉体的にも安静を保たせる。医師のところへ連れて行く場合には、患者の体力を消耗させないようにするためタンカ等に乗せて静かに運ぶ。
- 目に薬剤が入ったときは、ただちに流水中で目を開閉しながらよく洗うこと。

※ (財) 日本中毒情報センターでは、農薬の急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限り電話での情報提供を行っている。

1. 「つくば中毒 110 番」 TEL 029-852-9999 (9~21 時 年中無休)
2. 「大阪中毒 110 番」 TEL 072-727-2499 (24 時間 年中無休)